慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	妄想と責任非難に関する小考: 完全責任能力を認めた裁判例の分析を中心に
Sub Title	Wahn und Schuldvorwurf
Author	小池, 信太郎(Koike, Shintaro)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication	2018
year	
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.40 (2018. 2) ,p.137- 161
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	原田國男教授・三上威彦教授・六車明教授退職記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koaraid=AA1203413X-20180222-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

妄想と責任非難に関する小考

――完全責任能力を認めた裁判例の分析を中心に――

小 池 信太郎

- 1 はじめに
- 2 完全責任能力を認めた裁判例
- 3 学説の検討
- 4 結びに代えて

1 はじめに

近年、犯行動機の形成過程において妄想性障害、覚せい剤精神病といった精神障害による妄想等が介在しているにもかかわらず、完全責任能力を認め、死刑を含む重い刑を科した重要裁判例が相次いでいる。

責任能力の判断について、判例は、諸事情を考慮の上、精神障害による妄想等の「病的体験が犯行を直接支配する関係にあったのか、あるいは影響を及ぼす程度の関係であったのかなど……病的体験と犯行との関係、被告人の本来の人格傾向と犯行との関連性の程度等を検討」¹⁾ して行うものとしている。これは、裁判実務のいわゆる総合的判断方法を確認した上で、考慮される諸事情と責任能力の結論をつなげる中間的な判断要素として、犯行と妄想等の関係(直接支配か、影響を及ぼす程度か)および本来の人格傾向との関連性を設定したものと説明される²⁾。このように妄想の犯行への影響の程度は責任能力評価を左

¹⁾ 最決平 21 · 12 · 8 刑集 63 巻 11 号 2829 頁。

右する重要な要素と考えられているところ³⁾、妄想の介在にもかかわらず完全 責任能力が認められたケースにおいては、何らかの理由で、妄想の影響が小さ く評価され、弁識・制御能力への影響が「著しい」ものではないと考えられた ことになる。そうしたことが行われるのはいかなる場合であり、理論的にいか なる問題があるか。

筆者は、前稿⁴⁾ において、妄想性障害に罹患した被告人の責任能力が争点となった裁判例を概観し、心神喪失、心神耗弱、完全責任能力の振り分けのイメージを把握することを試みたが、作業は途上であり、他の精神疾患に関する裁判例の分析や理論的検討は先送りとしていた。本稿では、覚せい剤精神病等に関する裁判例をも素材に加えて、妄想の介在にもかかわらず完全責任能力を認める判断の傾向を分析する作業を続行した上で、関連する学説に若干の検討を加えることとしたい。

2 完全責任能力を認めた裁判例

妄想が犯行の背景ないし遠因をなしているにすぎないようなケース⁵⁾ はともかく、被害妄想を抱く行為者が妄想上の迫害者やその周辺者と目された者な

²⁾ 任介辰哉「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇(平成21年度)』(2013年)666、669頁。 司法研修所編『難解な法律概念と裁判員裁判』(2009年)36頁が提示した判断手法を是認 したものとされる。

³⁾ 竹川俊也「責任能力の認定手法について」早稲田法学会誌 67巻2号 (2017年) 235 頁 以下は、責任能力が争われた裁判例の総合分析を行い、また実務家による先行研究も参照しつつ、総合的判断における各考慮要素は等価ではなく、最も重視される幻覚妄想 (およびこれと密接に関係する動機の了解可能性)が、それが認められるか否かによって他の事情の評価方向が大きく左右されるという意味で決定的な要素となっていることを確認している。

⁴⁾ 小池信太郎「妄想と責任非難―妄想性障害と責任能力に関する裁判例の動向」法律時報 90 巻 1 号(2017 年)21 頁以下。妄想性障害の病態と、その特徴ゆえに同障害は妄想と犯 行のいかなる関係が責任非難の可否・程度にいかに反映されるかの具体的検証にふさわし い素材であることにつき、同論文の冒頭を参照。

⁵⁾ 小池・前掲注4) 26 頁を参照。

どに対して殺傷行為に及んだ場合には、妄想が動機形成に相当程度影響しているように見えることは否定しがたい。それにもかかわらず完全責任能力を認めた裁判例には、以下にみるように、いくつかのアプローチが存在しているように思われる。

(1) 妄想と現実の出来事の近似性に着目するアプローチ

第1は、妄想の内容と現実の出来事の近似性に着目して、その影響を小さく 見積もるアプローチである。

その代表例が、加古川7名殺害事件について完全責任能力と死刑の科刑を是 認した最判平 27・5・25 集刑 317 号 1 頁である ⁶⁾。被告人は、長年にわたり東 西の隣人から見下され、馬鹿にされているなどと感じて恨み、生活上のトラブ ルを経て、まとめて殺害しなければ気が済まないと思うようになっていたとこ ろ、ある晩の別の隣人との口論を契機に殺害計画を実行に移すことを決意し、 東西の隣人らを包丁により襲撃した。裁判では、隣人らが様々な嫌がらせをし てくると思って被害者意識を募らせていた被告人が妄想性障害に罹患していた か、それにより責任能力の減退が認められるかが争点となったところ、第1審 (神戸地判平21・5・29 判時2053 号150頁) は、被告人の被害者意識は二次妄想 (被害念慮、妄想様観念) にすぎず、妄想性障害への罹患は認められないとの認 定の下、完全責任能力とし、被告人を死刑に処した。控訴審(大阪高判平25・ 4・26LEX/DB25540670) は、第1審段階の2つの鑑定意見についての鑑定を求 められた医師が、二次妄想であっても①妄想性障害への罹患は認められるとし、 ②それにより被告人は判断能力に著しい障害を受けていたとの意見を述べたこ とを受け、①は認定したが、②は本件犯行に特有の事情を十分に考察していな いとして、総合的判断によりなお完全責任能力とした。これを是認したのが本 判決である。

最高裁は、生物学的要素としての精神障害の有無、程度とこれが心理学的要

⁶⁾ 以下について、小池・前掲注 4) 22~23 頁も参照。本判決の評釈として、同論文注 8) に掲げたもののほか、緒方あゆみ「判批」同志社法学 69 巻 4 号 (2017 年) 187 頁以下。

素(弁識・制御能力)に与えた影響についての鑑定意見はそれを採用しえない 合理的事情がない限り尊重すべきという最判平20・4・25 刑集62巻5号1559 **頁の一般論を確認しながら、控訴審段階での鑑定意見の上記②部分については、** 次の諸事情から採用できないとした。すなわち、①侮蔑的態度を見せる相手に は強い攻撃性を示す被告人の性格、前被害家族との数年前のトラブルをきっか けに殺意を抱き、殺害の機会をうかがっていたこと、⑪「唯一の精神症状であ る妄想は、被害者らが自分たちを除け者にし、陰口をたたいたり、監視したり ……追い出そうと画策している」というもので、「生命、身体を狙われていて、 攻撃しなければ自分たちがやられるといった差し迫った内容しではなく、「被 告人が被害者ら隣人から疎まれ、警戒されていたことは事実であり……被告人 の妄想は、現実とかけ離れた虚構の出来事を内容とするものでもなかったしこ と、心犯行の際の行動の合目的性等、心殺害順序にも特段の異常性はみられな いこと、である。そして、この①から②からすれば、「本件犯行は、長年にわ たって被害者意識を感じていた被告人が……被害者らに対する怒りを募らせ、 殺意を抱くにまで至り、犯行前夜の自宅北側に居住する別の隣人との口論を きっかけに、この際被害者らの殺害を実行に移そうと決断し、おおむね数年来 の計画どおりに遂行したものであって、その行動は、合目的的で首尾一貫して おり、犯行の動機も、現実の出来事に起因した了解可能なものである。被告人 が犯行当時爆発的な興奮状態にあったことをうかがわせる事情も存しない。被 告人は、妄想性障害のために、被害者意識を過度に抱き、怨念を強くしたとは いえようが、同障害が本件犯行に与えた影響はその限度にとどまる上、被告人 の妄想の内容は、現実の出来事に基礎を置いて生起したものと考えれば十分に 理解可能で、これにより被害者意識や怨念が強化されたとしても、その一事を もって、判断能力の減退を認めるのは、相当とはいえ」ないと判示された。

本稿の関心から特に重要なのは、本判決の上記⑩に関係する判断である。そこでは、唯一の精神症状である妄想の内容が、②生命、身体を狙われているといった差し迫ったものでないこと、また⑥被告人が隣人らから疎まれ警戒されていたのは事実である以上、現実とかけ離れた虚構ではないことが、責任能力

の減退を否定する方向で考慮されている。

このうち、②は、生命、身体を狙われているといった切迫感、危機感のある妄想であれば、犯行の意思決定に対する強制力は強く、完全責任能力を認めるのは通常困難であるという理解によるものと思われる。本稿でとりあげる、妄想等の介在にもかかわらず完全責任能力を認めた裁判例の大半が、当該事案における妄想等の内容は生命、身体に対する切迫感、危機感を伴うものではないこと、あるいは少なくとも被告人は嫌がらせや挑発という意味で受け取り、報復の意図で犯行に及んでいること⁷⁾ に言及している。裁判例では、生命、身体に対する切迫感、危機感のある妄想にとらわれての犯行ではないことが、事実上、完全責任能力肯定の入口要件のように機能している印象である。

もっとも、前稿でも確認したように⁸⁾、この事実上の入口要件をクリアしても、他の事情と併せて、少なくとも心神耗弱が認められることはままあり、そうすると完全責任能力とした本判決の結論を理解する上では、⑤に関係する判断が重要となってくる。この点に関し、本判決は、総括的評価の部分において、⑦犯行動機は「現実の出来事に起因した了解可能なもの」であり、「妄想性障害のために、被害者意識を過度に抱き、怨念を強くしたとはいえようが、同障害が本件犯行に与えた影響はその限度にとどまる」とし、さらに①「妄想の内容は、現実の出来事に基礎を置いて生起したものと考えれば十分に理解可能で、これにより被害者意識や怨念が強化されたとしても、その一事をもって、判断能力の減退を認めるのは、相当とはいえ」ないとする。この判示は、⑦恨みの原因である長年の確執が現実であるならば、妄想を経由しない、現実の出来事を出発点とする動機形成ルートが存在しており、妄想は恨みの強化によりそれを強化したにすぎない位置づけになるし、②この強化作用がどれほど病的体験

⁷⁾ 例えば、後掲山口地判平27・7・28 は、被害妄想の中にあった、カレーに毒を入れられたエピソードについて、被告人が自分の命があぶないという意味ではなく、挑発行為と受け取った旨の鑑定意見を引用した上で、本件の被害感は生命に対する危機感とは異なっていたと述べている。

⁸⁾ 小池・前掲注 4) 25 頁参照。

の産物であるかの度合いも、妄想自体が現実的基礎を有していることによって やや小さく見積もることが許される、という趣旨に理解できよう⁹⁾。

(2) 妄想が現実の状況の解釈・意味づけにすぎないとの評価に着目するアプローチ

第2に、妄想の内容が、仮にそれ自体としては非現実的なものであったとしても、置かれた現実の状況に対する被告人なりの解釈・意味づけとして了解できるものであるという意味で現実関連性があることに着目して、その影響力を小さく見積もるアプローチがある。

最近の重要裁判例として、大阪此花パチンコ店放火 5 名殺害事件がある。覚せい剤精神病により、約 10 年前に「みひ」という妄想上の人物の幻声を聞いて以来、身体の不調など不都合なことは「みひ」やその属する「マーク」という集団の嫌がらせであるとの妄想を抱き続けてきた被告人が、失職し生活に行き詰まったことも「みひ」らのせいと考え、「みひ」らやその活動を黙認して放置している世間への復讐として、放火による無差別殺人を実行した事案である。第 1 審(大阪地判平 23・10・31 判タ 1397 号 104 頁)は、3 つの鑑定意見のうち 2 つを採用し、被告人は主体的に行動できていたとして完全責任能力を認め、死刑を言い渡した。これを是認した控訴審(大阪高判平 25・7・31 判タ 1417号 174 頁)は、次のように補足した。本件では「不合理で了解不能な……妄想が動機形成に影響していることは否定できない」が、それは「現実の生活上に起きた不都合なことを『みひ』たちのせいであると解して意味付けをするものにすぎず」、被告人の通常の社会生活を妨げておらず、思考や行動に与えた侵襲性は高くはなかった。被告人は、「仕事が見付からないまま生活が行き詰

⁹⁾ このように、妄想の内容と現実の出来事の近さを重視するアプローチとして、例えば、宇都宮地判平20・3・27LLI/DB・L06350133(被告人一家に対するAを中心人物とする組織によるいじめの妄想。Aと文句を言い合うなど対立関係にあったのは事実であった)、千葉地判平23・2・23LLI/DB・L06650216(求職相談者の女性に好意を持ったが受け入れられなかった被告人が、その女性に跡をつけられているといった妄想を抱き、そのことについて話をしようとしたが応じられず鬱憤をため犯行に至った)。

まったという現実の苦境に直面していたところ、その不満を『みひ』たちに関 する妄想に結び付けるというのは、通常では理解し難いことではあるが、苦し い現状に対するうっ憤晴らしとして無差別殺人を思い立つというのは、特に病 的な体験や思考を介さなくとも、正常な思考としても理解」できる。そうする と、本件動機には「『みひ』たちに関する妄想という了解困難な要因も含まれ ており、それが犯行に対する抑制力を幾分低下させる機能を果たしたことは否 定できないが、他方で……妄想それ自体が犯行の決意に直接影響を与えたもの とはいえ」ず、「直面している苦しい現状に対する不満が大きな動因となって、 無差別殺人を決意」したもので、状況を正しく認識し合理的な行動を取ってお り、違法性も認識していたことをも総合すると、完全責任能力とした判断は正 当だというのである。そして上告審(最判平28·2·23集刑319号1頁)は、 「動機形成の過程には妄想が介在するが、それは一因にすぎず、被告人は、希 望にかなう就職や将来の生活をも考えて活動を続けながらも、直面する現状へ の不満を動因として犯行を決意するに至ったものでし、終始合目的的な行動を とっており、「精神症状が犯行に及ぼした影響は間接的であって大きなもので はない」などとして、死刑の科刑も是認している。

本件における判断の特徴は、「みひ」らによる嫌がらせや世間の人がそれに気づきながら黙認しているといった妄想の内容は、それ自体現実性に乏しいものではあるが、自らが置かれた苦しい客観的現実を被告人なりに解釈し、意味づけたものにすぎないことを、妄想の動機形成過程への影響の相対化に結びつける思考にある 100。妄想がそうしたものである場合、「苦しい現実に対する鬱憤を晴らすための無差別殺人」として、あくまで現実の状況を出発点とする動機形成ルートが存在していることになり、妄想は、嫌がらせに対する報復という意味合いを犯行に与えることで犯意を強化したにすぎないという位置づけとなり、また、この強化作用がどれほど病的体験の産物であるかの度合いも、妄

¹⁰⁾ 竹川・前掲注 3) 247 頁は、本件からは、「責任能力に影響を与えうる幻覚妄想とは、現に生じていることを正しく理解した上で妄想上の人物のせいにするという関係では足らず、正しい現実認識に歪みが生じるものでなければならないことが示唆される | とする。

想が現実に対する心理的反応の一環であることによりやや小さく見積もることが許される、ということであると思われる。

ところで、本件は、現実の苦境が超能力者らによる嫌がらせの妄想に結びついた事案であったのに対し、より多くみられるのは、現実の状況に対する被告人の心理的反応が端的に犯行を促す幻聴となって現れてくる事案である¹¹⁾。最近におけるそうしたケースとして、大阪心斎橋通り魔 2 名殺害事件がある。被告人は、覚せい剤使用の罪による服役を終えて出所後、ダルクでの生活や親戚、知人を頼って仕事を得ることも思うように行かない状況において将来に強い不安を抱き、「どうするんだ」「刺せ刺せ」といった幻聴も聞こえる中で、自殺や帰郷という他の選択肢との間で迷った末に、幻聴に従い、無差別殺人を実行した。この幻聴は覚せい剤精神病(覚せい剤中毒後遺症)によるもので、その犯行への影響が争われたところ、第1審(大阪地判平 27・6・26 判時 2280 号 136 頁)は完全責任能力を認めた。控訴審(大阪高判平 29・3・9LEX/DB25448570)は、犯行は、葛藤耐性や攻撃性に対する閾値が低い人格の偏りがある被告人が、置かれていた不安や失望等の葛藤状態の下、自らの意思で決めた行動であり、幻聴の影響は、被告人自身が決めた行為を後押しし又は強化する程度で、考えを支配するほどの著しいものではなかったことに加え、生活状

¹¹⁾ 完全責任能力を認めたものとして、例えば、東京高判平 16・3・2 高検速報平成 16 年 66 頁(「友達をとるのか、奥さん、子供を取るのか」「そんだけ言うんなら、火つけてみるよ」などと犯行を挑発する、友人の声による幻聴は、「正業に就いて元妻と復縁することといった被告人が従前より抱いていた悩み、葛藤を強く反映」したもので、「自己の思考が知覚化されて聞こえた、いわゆる準幻聴に該当する」ことなどに言及し、そうした経緯で腹立ち紛れに火をつける行動に出ることも一応了解が可能だとする)、東京地判平 22・10・6LLI/DB・L06530529(侮辱され悔しさや怒りを募らせていた相手に思い知らせる動機は了解可能で、「やっちまえ」といった幻聴は、経緯等に照らせば、自分の思考が幻聴の形をとったもので責任能力の減弱を考えるのは相当でないとする)。そうした判断傾向には、司法精神医学者による、薬物関連精神障害に関する「不安状況反応」という考え方の影響が強くみられる(提唱者によるコンパクトな解説として、福島章「覚醒剤関連精神障害」松下正明編『臨床精神医学講座 第 19 巻 司法精神医学・精神鑑定』〔中山書店、1998年〕180頁)。

況や自暴自棄になって犯行に及んだことは当時の状況を踏まえれば了解可能であることなどを総合すれば原判断は是認できるとしつつ¹²⁾、さらに、幻聴の了解可能性に関する判断の眼目は、「被告人が現に厳しい状況にさらされており、不安や失望の中にあって、自らの意思に基づいて他人を刺すという行動に出ることは……人格の偏りのあることを考慮すれば十分了解可能であるとともに……幻聴はその不安や失望等と無関係に生じたものではないという意味で了解可能」という点にあり、「意思決定及び被告人が体験していた幻聴がいずれも現実を背景とする了解可能なものであることが、その影響の大きさ」に影響することなどを指摘している。当事者の主張に応える形での詳細な判示の一部ではあるが、ここにも、幻聴の存在にもかかわらず、現実の状況を出発点とする動機形成ルートが存在していたこと、また、幻聴自体、現実を受けての了解可能な反応であることに着目する思考が看取できるように思われる。

(3) 妄想と現実の出来事・状況の関連性を問題とせず、被告人の性格や価値観による判断であることを強調するアプローチ

妄想の介在にもかかわらず完全責任能力を認めるアプローチが、上述のように、妄想と現実の出来事や状況との関連性が何らかの意味で認められる場合に限られているのであれば、つまり、現実の出来事・状況から乖離した妄想が犯行の動機づけにおいてそれなりの影響を及ぼしているときには少なくとも心神耗弱は認めるというプラクティスが妥当しているのであれば、「完全責任能力と心神耗弱のあいだ」はかなりの程度に明確となろう。これらに共通している

¹²⁾ ただし、量刑について、第1審は死刑としたが、控訴審は、①計画性の低さ(特に、同じ無差別殺人であっても、多数の殺害を企図してふさわしい準備をしたかどうかで被害の拡大可能性に差があること。また、計画的犯行と生命軽視態度の顕著さが遜色ない場合にもあたらないこと)、②本件精神障害は、責任能力を大きく減じるものではないとしても、意思決定に及ぼした影響に鑑み、量刑事情としては看過できないこと、③動機原因は身勝手であるものの、更生への自助努力に限界もあり酌むべき点が全くないとはいえないことの3点において原判断は是認できないとして、先例との比較も踏まえ、破棄自判により無期徴役に減じている。

のは、妄想を取り払ったとしても、現実の出来事や状況から大きな飛躍なく犯行動機へとつながっているイメージを持ち得ることであり、そうした場合には正常心理による判断であると評価しやすいからである。しかし、とくに近年、犯行の動機のいわば起点となった憎しみの感情が現実から乖離した妄想により生じていること(を排斥できないこと)は前提としながら、ただ、そうした感情を抱いてから犯行の意思決定、実行に至る過程を具体的に検討し、そこで被告人の性格や価値観の作用が精神障害の影響を上回っているとの評価を行い、完全責任能力の結論を導くアプローチを採用する裁判例も積み重ねられている13)。

例えば、広島地判平 24・3・9LEX/DB 25480910 の事案は、自動車メーカーMの同僚らが自宅に侵入して物を動かすなどの嫌がらせ(「集団ストーカー」)をしてくるとの妄想を抱き、上司に相談したが解決せず退職した被告人が、Mが集団ストーカーを容認していると思い込んで怒りを募らせ、多数の死者を出してMの評判を下げる目的で、M本社工場構内を車で暴走し、1名を殺害、11名に重軽傷を負わせたというものであった。判決は、妄想が相当程度影響していることを認める一方で、行きつけの店で犯行をほのめかし思いとどまるよう説得され、当日も犯行が家族や知人に与える影響を考えて逡巡した経緯などを踏まえ、「迷惑を掛けるという思いと葛藤し続けるという健全性を残して」おり、乗り越えたのは「Mに対する怒りだけではなく……『へたれになるのは嫌だ』という気持ちに見られる攻撃的な性格」や人生観の影響が大きいとして、完全責任能力とし、無期懲役を言い渡した「40。本判決は、広島高判平 25・3・11LLI/DB・L06820123 で是認され、最決平 25・9・24LLI/DB・L06810094 で確定している。

また、大阪地判平27・7・13LLI/DB・L07050386は、同僚2名が悪口を言ったりしているとの妄想を抱いた被告人による殺人1件、未遂1件の事案で、恨

¹³⁾ 以下について、小池・前掲注 4) 27~28 頁も参照。

¹⁴⁾ 量刑理由では、死刑選択も検討される事案としながら、妄想性障害の影響を考慮すると それがやむを得ないとまではいえないとしている(求刑は無期懲役であった)。

みはまさに妄想性障害に起因するが、殺意まで抱いたのは攻撃性を備えた人格の影響であり、「人生を終わらせるときに殺害を実行することを考えており、実行を決めたのは、体力がなくなり仕事ができず金銭に窮するなどしたときには人生を終わらせるという人生観や、加齢に伴う体力の減退、仕事の減少による金銭的困窮等の環境要因による」ため、「犯行を決意し、実行に移した過程において、元来の人格や、人生観、環境要因が及ぼした影響はそれなりに大きく、これらとの対比でいうと、妄想性障害の影響はそれほど大きいものではなかった」として、心神耗弱の主張を認めず、懲役21年を宣告した。

さらに、山口周南 5 名殺害事件に関する山口地判平 27・7・28 判時 2285 号 137頁は、近隣住民らに挑発や嫌がらせをされているとの妄想から恨みの感情 を長年募らせてきた被告人が、報復目的で、木製棒等で頭部を強打するなどし て一夜のうちに殺害した事案について、完全責任能力を認め、被告人を死刑に 処した。本判決は、完全責任能力を肯定する理由として、被告人は、犯行が妄 想上の「被害と比べてバランスを欠かないと……自分の中で納得できていたに すぎず……実質を備えた弁識能力を有していた | ものであること、報復の完遂 にとって重要と考える行為をしていること、「妄想により生じた感情のエネル ギーの大きさが、被告人が粗暴になる一因とはなっていたにしても、自らの行 為の選択肢を狭める構造となることは考え難い、どのような行動をするか、報 復をするとしてもどのような方法で行うかについては、被告人の病気でなくて 被告人の価値観により決せられるものである旨」の鑑定人の供述には納得でき、 「妄想は、本件各被害者に対する報復という犯行の動機を形成する過程に影響 したとはいえるが、報復をするか、報復をするとしてどのような方法で報復を するかは、被告人が元来の人格に基づいて選択したことである」といえること などを挙げている。これに対する控訴を棄却した広島高判平28・9・13LEX/ DB25543809 は、被告人が犯行を決意する直前に複数の行為を選択しえたとす る根拠を示していないという弁護人の主張に対して、「鑑定は、被告人が本件 妄想に対し複数の行為(我慢、逃避、相談、告発の趣旨での張り紙、解明等)を 選択して対処してきた経緯を指摘し、妄想性障害は被告人の性格を変える病気

ではないとした上で、これらの対処は、妄想が直接関係しているわけではなく、妄想に対し被告人独自の考え方や感情で動いたもので……本件各犯行の直前においても他の選択肢を採り得た」としており、これと同旨の原判断に不合理な点はないことなどを補足している。

これらの裁判例は、妄想の内容に近い現実の出来事や状況がなくとも、あるいはその有無を問題とすることなく、妄想を前提としてもなお被告人には複数の行動の選択肢がある中で、最悪の選択をしたのは、被告人自身の性格や価値観で主体的に判断した結果であるという評価の下に厳しい非難を加えようとするものである。相手が悪口を言っているなどの妄想により悪感情を持ち、それ自体は病気の症状として訂正不能であるとしても、それにより当然に殺害行為へと必然的に動機づけられるわけではなく 15)、被告人自身の、精神障害に強くは影響されていない判断が働く余地がある。鑑定人の意見を基礎に、犯行前後の状況・経緯をも踏まえて、なお非難を向けうる精神状態での犯行の決意、実行であったと評価する可能性を見出すのである。

(4) 心神耗弱としたケースとの対比

もっとも、このようなアプローチをとる裁判例の理解にあたっては、同じく 妄想上の追害者等に対する報復的行為に及んだ被告人を心神耗弱としている裁 判例との関係に注意を要しよう。以下にみるように、心神耗弱の裁判例も、被 告人の弁識・制御能力の減退が心神喪失程度とまではいえないことを理由づけ る文脈では、妄想を前提としながら、なお被告人自身の性格、価値観による判 断であるとの評価を行うことが稀ではないからである。

例えば、甲府地判平 19・7・19LEX/DB28135422 は、出身校の担任教師に人工的に精神障害にされ、自らの死が近いとの妄想から、相手だけ生きているのは許せないと思いその教師を殺害した事案について、そうした「不自然・不合理な思考過程を経て形成された動機」に強く影響された犯行とする一方で、被

¹⁵⁾ 例えば、松藤和博「統合失調症者の責任能力について」警察学論集 67 巻 5 号 (2014 年) 121 頁を参照。

告人が、自分の将来があると思っている間は殺意を抱かなかったことに着目し、 「妄想のみから直接的かつ自動的に……殺意が導かれたのではなく……妄想を 前提として自分なりの価値判断を行しったもので、また、犯行が親族等に及ぼ す影響を分かって繰り返し逡巡していたことから、妄想に思考や行動を完全に 支配されてはいなかったとした。東京地判平22・12・2LEX/DB25470132は、 大学生活や就職活動が思うようにならなかった被告人が妄想性障害を発症し、 恩師である教授を要とする圧力団体が自分に苦痛を与え続けているなどと思い 込み、殺害を決意し、長期間の周到な準備の上で実行した事案について、妄想 は動機形成に強く影響したとしながら、殺害以外にも、談判、警察への相談な どいくつかの手段が考えられ、現に被告人は自殺、座して死を待つ、殺害とい う選択肢を思い浮かべた上で殺害を選び取ったのは性格や独特の価値観に起因 する部分が大きく、犯行を決意する過程における妄想性障害の影響は限られた ものであった旨の鑑定意見を受けて心神耗弱を認めている。福岡地判平29・ 3・2LEX/DB25545348 は、不動産業者の仲介で騒音を立てるなどする「追い出 し屋」が近隣住民として送り込まれ、転居するなどしてもその業務が引き継が れているといった妄想を数年にわたり抱いてきた被告人が、復讐計画の実行と して、上記業者の従業員ら3名を殺害しようとした事案について、妄想の動機 形成過程への強い影響を認める一方で、被告人が母親のことを考えて思いとど まっていたものの、死刑を覚悟した後は、妹に母親を託す手紙を残すなど身辺 整理を行っているなど重大な犯罪行為と理解していたこと、騒音による嫌がら せという妄想の内容は他に採りうる手段がないようなものでなく、憎しみから 犯行を選択したのは攻撃に過剰に反応する元来の性格も相応に寄与しているこ となどから、妄想が思考や行動を完全に支配していたものではないとした。

これらのケースと対比すると、完全責任能力とした裁判例のうち、前掲大阪 地判平27・7・13と前掲山口地判平27・7・28/広島高判平28・9・13におけ る各妄想(同僚が悪口を言っている、近隣住民が挑発や嫌がらせをしてくる)は、 その内容がおよそ奇異ないし荒唐無稽なものとまではいえないことが目を惹く。 当該事案における現実の出来事や状況からは乖離しており、又はその可能性を 排斥できないとしても、それ自体、常識的に考えて起こりえないような事象で はないという観点で、心神耗弱の諸事例とは趣を異にしているといえよう。こ の観点が、実務上重視される被告人の動機の了解可能性の評価にあたり、判断 者の印象を左右することは想像に難くない。もっとも、自動車メーカー構内暴 走事件(前掲広島地判平24・3・9/広島高判平25・3・11)における「集団ス トーカー | の妄想 ¹⁶⁾ はそれなりに奇異ないし非現実的なものといえるが、そ れにもかかわらず完全責任能力とされている。控訴審判決が補足として確認し ているように、鑑定意見によると、被告人の妄想は、直接的には元同僚らの 「集団ストーカー」についてであって、M がこれを容認していると考えての M 全体に対する恨みは妄想の周辺の感情であって妄想の内容それ自体ではないと されているため、本件犯行は妄想よりも被告人の性格の影響が強かった、とい うことが考慮されたということかもしれない。ただ、そのような妄想と妄想の 周辺の感情の切り離しが理論的にどの程度の意味を持つか、必ずしも明らかで はない。究極的には総合的判断の中で決まることであるので、判決文だけを素 材に個々のケースを評価することには限界があるが、判断の難しさを感じると ころである。

(5) ごく最近の裁判例

そうした難しさをさらに実感させるものとして、ごく最近、淡路島 5 名殺害事件に関する神戸地判平 29・3・22LEX/DB25448600 が注目すべき判断を行っている。本件は、リタリンを長期間大量摂取したため薬剤性精神病に罹患した被告人が、インターネットや書籍を通じて、①政府や同調する工作員らが電磁波兵器・精神工学兵器を使用し個人を攻撃する精神工学戦争を行っており、②

¹⁶⁾ 具体的には、同僚ら数名が、被告人の留守中に自宅や車内に侵入し、ミラーの向きや運転席のシート、テレビのリモコン等を動かす、リアシートから異臭を生じさせる、ヘッドライトの光軸を動かすといったものであった。被告人の妄想内においてこれらの嫌がらせが一時期は収まっているなど、異常さは心神耗弱の裁判例と比較すればなお弱いとみ見る向きもあるかもしれない。

近隣住民(被害者)らはその工作員であると考えるに至り、報復および精神工 学戦争の存在を裁判の場で明らかにすることを目的として、サバイバルナイフ で襲撃し5名を殺害した事案である。判決は、上記①に関しては、同様の考え を持つ者は他にもいて複数の書籍も存在し、これを確信する被告人の「世界 観」は妄想でなく、上記②は、被害者らとすれ違った際に思考を読み取られる、 脳内に声が送信されてくるといった病的体験と関連した妄想だとした上で、次 のような論理を展開する。すなわち、被告人に切迫した恐怖感はないことや行 動の合理性などからすると、妄想は殺害の意思決定と実行の過程に大きな影響 を与えておらず、被告人は「他にも選択可能な手段があったのに、犯罪になる と分かっていながら、あえて殺害という手段を選択し」た。なぜその手段を選 択したのかといえば、医師の証言を踏まえると、告発活動等をしているうちに 自分が「精神工学戦争……と対峙する偉大な人間であると考えるようになり、 そのため、工作員……を殺害することが正義であるという考えに至ったから」 である。そして、被告人の平素からの劣等感、かつて被害者家族から殴られた 経験、被害者家族が被告人の嫌う宗教を信仰していたことなど「被害者一家ら に悪感情を持つ現実の出来事」をも考慮すると、「動機の前提となる被害者一 家らが工作員であり、被告人が攻撃を受けているという認識は妄想であり、そ こには薬剤性精神病の影響があるが、そこから殺害という手段に出ることを決 意した思考過程においては、被告人の世界観を前提とする誇大感、正義感、被 害者一家らに対する悪感情など被告人自身の正常な心理が作用しており、病気 の影響は小さいしので完全責任能力だというのである。その上で量刑に関して は、妄想を前提に被害者一家に悪感情を抱くことはやむをえず、誤想防衛に近 い面もあるとしながら、切迫した恐怖感はなく、主な動機は報復であって意思 決定に病気の影響は乏しく、酌むべき余地はほとんどないなどと述べて死刑を 言い渡している。

本判決の判断において特に注目されるのは、被告人の犯行動機の評価にあたり、「精神工学戦争」の存在の確信(上記①)、そして自分はそれと戦う偉大な人間であり、被害者らの殺害は正義であるとの認識は、被告人がインターネッ

トや書籍を通じて獲得した「世界観」によるものであるとして、これと思考の 読み取りや脳内への声の送信といった病的体験から来る被害者らが工作員であ るとの妄想(上記②)とをはっきり区別していることである。そうした区別が、 精神工学戦争の告発という犯行動機は被告人の「世界観」、従って正常心理か ら導かれたもので、それに対する妄想の影響は間接的なものにすぎないという 評価を基礎づける格好となっている。妄想といえる範囲を狭く理解することで、 その犯行への影響をできる限り小さく見積もり、完全責任能力の評価につなげ る判断といえる。

もっとも、本件における鑑定人の意見の具体的内容は判決からは十分明らか ではないが、精神工学戦争の世界観を共有する人が世の中に一定数存在すると しても、現在わが国で生活している大多数の人間にとってにわかに信じがたい 内容について、十分な根拠なく、並々ならぬ確信を抱き続けている心理状態を 正常心理ということには、特段の慎重さが求められるように思われる。また、 その点を措いて本判決の前提に立って考えるとしても、被害者らが被告人に電 磁波攻撃を行う工作員として活動しているという確信は荒唐無稽な妄想である ことは本判決も認めているところ、報復という犯行動機はそこから直接に導か れている。精神工学戦争の告発という動機についても、対象者の選択は被害者 らが工作員であるという確信と分かちがたく結びついている。そうすると、妄 想の犯行への「著しい」影響を否定するためのハードルはかなり高い事案とも 考えられる。他方で、被害者一家との確執を中心とする「被害者一家らに悪感 情を持つ現実の出来事」の存在から、妄想の現実関連性に着目するアプローチ を援用する余地もあること、あるいは、特有の世界観に基づく誤った正義感と 荒唐無稽な妄想が動機形成に強く作用しているとしても、それを前提とした被 告人の思考や行動は高度の冷静さの下に行われていることをどこまで強調して いけるかが問われるところであろう ¹⁷⁾。

¹⁷⁾ 本稿執筆現在、本件は控訴審に係属中のようであり、裁判の行方が注目される。

3 学説の検討

以上のような裁判例の動向に対する刑法学説の反応、特に妄想の内容やその動機形成・意思決定過程に対する影響評価の在り方をめぐる議論は、必ずしも活発とはいいがたい。精神鑑定が鍵を握る責任能力の具体的判断について、判決文だけから論評を加えることの有効性には限界があることがその背景といえよう ¹⁸⁾。ここでは、異なる文脈でなされている議論から断片的にとりあげる形にはなるが、学説で示されているいくつかの方向性について検討を加えることとしたい。

(1) 妄想により動機が固定される以上、それが意思決定を支配したと評価する 方向性

まず、加古川 7 名殺害事件に関する前掲最判平 27・5・25 が、妄想性障害に罹患した被告人が、隣人から疎まれ警戒されていたのは事実であり、犯行の動機や妄想の内容は現実の出来事に起因した了解可能なものであったという事情を完全責任能力を肯定する方向で考慮したこと、本稿の整理によれば妄想と現実の出来事の近似性に着目するアプローチをとったことをめぐっては、一方で、「妄想性障害は、妄想以外の統合失調症の症状(幻覚、興奮、自閉、感情鈍麻等)は見られないことが多いほか、妄想の内容も現実的な基盤をもつものが多い……ことが妄想の犯行に及ぼす影響の程度を低下させる」と述べる文脈で本判決を引用して、理解を示すものがある「9)。他方で、そうした「事情は、まさに妄想性障害という精神疾患の特徴そのもの」であり、「これらは被告人が精神障害の影響を受けていないことを示す事実なのではなく、逆に、被告人の精神状態がまさに妄想性障害に支配されていたことを示」しているとの批判がある 20)。妄想性障害はそもそも非現実的な幻覚等による支配が問題になる疾患

¹⁸⁾ 竹川・前掲注 3) 238 頁は、「責任能力の認定論と実体論を峻別し、後者の枠内で体系的 整合性を重視した演繹的議論が好まれるわが国の学問的土壌」に言及する。

¹⁹⁾ 安田拓人「責任能力の意義」法学教室 430号 (2016年) 19頁。

ではなく、「いったん形成された妄想体系を訂正することは不可能または困難」であることから弁識・制御能力の不存在や著しい低減が検討されるべきものであって、「隣人トラブルという現実的な基礎をもつということと、妄想体系が形成され、それが容易には撤回しえないということとは妄想性障害の場合には両立しうるのであって、現実的な基礎をもつということが妄想性障害の影響を否定する論拠にはなりえない」。そうすると、前掲最判平成27・5・25が「妄想性障害の場合の判断力の異常さや訂正のしにくさという意味での弁識能力、引き返しにくさという意味での制御能力の欠損について十分に説明しなかった点には、やはり疑問がある」というのである210。

この批判について検討するに、一定の状態が妄想性障害の典型的特徴であるとしても、そのこと自体はニュートラルなことがらであり、その特徴が弁識・制御能力の実質的判断にいかに影響するかが問われなければならないであろう。そうしたところ、批判の眼目は、妄想性障害では訂正不能な妄想体系が作られ、その下で生じる犯行動機も固定される以上、とりもなおさずそれが犯行の意思決定を支配したと考えるほかないという点にある。しかしながら、例えば、隣人らから除け者にされるなどの嫌がらせを現実に受けていた者が憎しみを募らせ、これが犯行動機となって大量殺人に及んだ場合について考えてみると、憎しみの感情を抱き続けたこと自体は非難できず、経緯・動機に酌むべきものがあることを犯情評価に際して一定程度考慮すべきではあるが、その上で大量殺人を決意し、実行する心理過程は現実を前提とした自らの判断であり、それに十分な非難を向けうることに反対する者は少ないであろう。そして、妄想性障害による妄想が介在していても、その妄想の内容が現実の出来事に近似するもので、犯行動機となった憎しみの感情もそれに根差しているというのであれば、

²⁰⁾ 岡上雅美「妄想性障害と責任能力」『浅田和茂先生古稀祝賀論文集 [上巻]』(2016年) 294頁 (傍点原文)。同「判批」平成27年度重要判例解説(2016年)150頁、浅田和茂「判 批」新・判例解説Watch 刑法No.2(2017年)202頁、林美月子「精神鑑定を採用しえない 合理的事情」『長井圓先生古稀記念 刑事法学の未来』(2017年)74頁も参照。

²¹⁾ 岡上・前掲注 20) 「妄想性障害と責任能力」290、295~296 頁。

上記の場合に準じた評価が可能であるということが、妄想と現実の出来事の近似性に着目するアプローチの基礎にある発想である。要するに、犯行動機となった憎しみの感情が行為者の落ち度なく固定されているということから直ちに無罪や刑の必要的減軽とする程の責任減少があるとは考えられていないはずであるのに、上記批判はその点に重きを置きすぎるきらいがあるように思われる²²⁾。

(2) 妄想と犯意形成の先後関係を重視する方向性

次に、学説の中には、前掲最判平 27・5・25 の判断について、「現実と完全に乖離した荒唐無稽の妄想に駆り立てられて犯行に至った場合ではなく、妄想の内容は現実の人間関係のデフォルメのレベルにとどまるものであり、したがって、その影響は(妄想とは無関係にもともと存在した)殺意をある程度、増幅させる効果を有したにすぎない」ことを重視する趣旨であるとして理解を示しつつ、「このような判断が可能なのは、本件においては、被告人が以前から被害者らに強い怨念を抱き、殺害の機会を窺っていたという事情があるからであろう。このような事情がなく、妄想の影響ではじめて意思決定に至ったような場合についてまで、妄想の内容が現実的基礎を有していたか否かを重視すべきかについては、なお検討が必要である」と指摘するものもある 23)。

この見解は、妄想と現実の出来事の近似性に着目するアプローチに理解を示

²²⁾ なお、林・前掲注 20) 70、74~75 頁は、大阪地判平元・6・28 判夕 730 号 250 頁や神戸地判平 6・5・10 判時 1515 号 172 頁について、それらの事案における隣人の騒音等に関する妄想は靜いから発展しており現実的基盤を欠くわけではないが、心神喪失が認められていることを指摘し、前掲最判平 27・5・25 との関係(整合性)が問題になることを示唆する。しかしながら、それらのケースは、はっきりとした幻覚(幻聴)があり、それは当初は生活音等という現実の事象と関係があったのかもしれないが、内容が発展していった結果、被害者が留守であったり就寝している時間帯にも激しい騒音が聞こえる状態に至るなど、虚構性、奇異性が際立つ状態に至っている点、また、冷静に計画された報復ではなく、突発的状況で妄想に基づき誤った認知が生じている最中の犯行である点などが重要であり(小池・前掲注 4)24 頁参照)、前掲最判平 27・5・25 のような、妄想の動機形成レベルへの影響が主に問題となるケースの先例としての意義は限定的であるように思われる。

²³⁾ 橋爪隆「責任能力の判断について| 警察学論集70巻5号(2017年)162~163頁。

しながら、その妥当範囲を限定する余地を示すものといえよう。たしかに、すでに現実の事実関係の下で被害者に対する憎しみを抱き、殺意を生じていた場合であれば、その後に生じた妄想の意思決定過程に対する影響は小さかったとの評価が導かれやすい。前掲最判平27・5・25が維持した原判決(前掲大阪高判平25・4・26)にはそのような発想がみられる。すなわち、同判決は、被告人が、それぞれ先立つ長期間の確執を背景に、平成12年の飼い犬に関する抗議のトラブルを契機に東隣の家族に、同14年6月か7月頃に駐車トラブルを契機に西隣の家族にそれぞれ殺意を抱いたとの認定を前提に、被告人の隣人らに対する警戒行動が上記駐車トラブル前後で質的に相違していることに着目して遅くとも平成14年7月頃には妄想性障害に罹患していたとする鑑定人の診断を受け、被告人は「駐車トラブルを契機として妄想性障害を発症したと見るのが相当とも考えられる。そうすると、平成12年の出来事に遡る〔東隣の〕一家に対する殺意の発生の時点で既に妄想の関与があったと見ることは困難であり、〔西隣の〕一家に対する殺意の発生については妄想が関与していたとしても、その影響は小さいものであったと認められる | としているのである。

もっとも、このような先後関係が完全責任能力の判断にとりどこまで決定的な意味を持つ(べき)かについては、疑問がある。上記原判決においてすでに、妄想性障害の発症時期について鑑定人は(「遅くとも」平成14年7月頃として)明言を避けているところ、裁判所が踏み込んで一応の判断を示しているにすぎない。そして、上告審の判示は、その点についての認識を何らうかがわせるものとはなっていない。理論的な見地からしても、仮に妄想が生じた時期と殺意を抱いた時期の先後関係が不明であったとして、動機形成過程における現実的な状況把握と妄想による認識の影響を対比しつつ、前者が大きいといえるのであれば、完全責任能力を認める余地は十分にあるであろう。その評価の説得力を支えるものとして、現実の確執やトラブルを背景に長年にわたり殺意を抱いてきたという事情は重要であることはもちろんであるが、妄想発生との先後関係に過大な意味を持たせるべきではないように思われる。

(3) 妄想による現実からの乖離があっても十分な非難を認める方向性

さて、以上の議論は、他行為可能性の有無・程度を問題とするいわゆる規範 的責任論を基調とした責任能力論を前提としたものであった。これに対し、そ うした理論は日本の実務とマッチしないという問題意識から、異なる理解の提 示を試み、その過程で妄想や幻覚の位置づけにも言及する学説も登場してい る²⁴⁾。論者は、責任能力とは行為主体が「理性(rationality)」を備えているか を問うものであるという、アメリカの法哲学者の議論の思考枠組みに立脚しつ つ、理性基準の内実をめぐって、①「人間の相互理解・相互交流」への参加可 能性という観点と、②犯罪・刑罰に関する事柄への反応可能性という意味での 「刑法による非難の対象にすることの適性」という観点のいずれを重視するか の問題があるとする。その上で、責任能力が刑法上の制度であり、刑法秩序を 最も揺るがす反社会性パーソナリティ障害の者を相互理解・交流不能者として 非難の対象外としてしまえば刑法の機能不全を招き不当であるから、②を出発 点とすべきとする。そして、その帰結として、「犯意の強弱、動機の悪質度合 いによって犯罪の量・質が左右される|以上、②「犯罪を行うという意思決定 を状況に応じて得失を考慮しながら形成するとともに、犯罪を行うという意思 決定を適切な手段で遂行する能力」が、「被害者の苦痛・社会に生じる憤激の 内容によって犯罪の意味合いが左右される | 以上、⑥「犯罪の社会的・法的な 意味合いを理解し、考慮に入れて行動する能力」が、「刑罰は違法・責任に相 応する負担を与え、被害者・社会を鎮静化するという作用を帯びる」以上、ⓒ 「犯罪への反作用として社会的・法的非難が生じることを理解し、考慮に入れ て行動する能力 | がそれぞれ要求され、これらの総体が責任能力であり、伝統 的理解が問題としてきた「刑法を遵守して犯罪を思いとどまる能力という意味 での行動制御能力は不要である」と主張する 25)。

この責任能力論の全体構想の評価は現在の筆者の手に余るものであるが 26)、

²⁴⁾ 樋口亮介「責任能力の理論的基礎と判断基準」論究ジュリスト 19 号(2016 年)192 頁 以下。

²⁵⁾ 樋口・前掲注 24) 197~198 頁。

本稿の関心から特に注目されるのは、論証の過程で、上記①②の観点は、幻覚妄想の位置づけ、特に動機にのみ幻覚妄想が作用している事案において差異が生じると述べられていることである。論者によれば、裁判実務には、「幻覚や妄想という現実から乖離した者は責任能力がなくなるという方向に働くという考え方と、動機が現実から乖離していても必ずしも責任能力に影響を与えるとは限らないという考え方」が混在する。本稿でとりあげている裁判例については、加古川7名殺害事件に関する前掲最判平27・5・25は前者の考え方に、大阪此花パチンコ店放火5名殺害事件の前掲大阪地判平23・10・31、大阪心斎橋通り魔2名殺害事件の前掲大阪地判平27・6・26、山口周南5名殺害事件の前掲山口地判平27・7・28は後者の考え方に沿う。そして、①人間の相互理解・交流の観点からは、幻覚・妄想により、行為者の認識が相互交流の共通基盤としての現実から乖離しているかが重要となるが、②刑法による非難の対象にする適性という観点からは、幻覚・妄想による現実からの乖離が、「犯罪性や刑罰を受けることといった刑法に関連する事柄の認識を失わせてい」ない限りは責任能力を否定しない方向性がとられるというのである²⁷⁾。

この論者による裁判例の位置づけには、本稿のこれまでの検討からすると違和感のあるものも含まれている。具体的には、大阪此花パチンコ店放火 5 名殺害事件(「みひ」らによる嫌がらせの妄想)、大阪心斎橋通り魔 2 名殺害事件(「どうするんだ」「刺せ刺せ」といった幻聴)においては、妄想・幻聴がそれ自体として非現実的であるのはたしかであるが、それらはいずれも被告人が置かれた客観的現実を解釈し、意味づけるものとして了解できることが、完全責任能

²⁶⁾ 伝統的な他行為可能性論を基調とする立場からの批判として、安田拓人「刑事法学の動き」法律時報89巻8号(2017年)111頁以下。箭野章五郎「責任能力の意義と責任非難の構造について」『長井圓先生古稀記念刑事法学の未来』(2017年)77頁以下も参照。

²⁷⁾ 樋口・前掲注 24) 196 頁。これに対し、(合) 理性基準に立脚した責任能力論を展開すべきという出発点を共有しつつ、「他者や社会と関わる力」としての責任能力判断の上で 幻覚妄想の有無(認識の正常/異常) は重要なファクターとなると論じる竹川・前掲注 3) 290 頁は、本文にいう人間の相互理解・交流の観点を重視する立場と位置づけることができる。

力判断の上で大きな役割を果たしており、そこではなお現実乖離性・現実関連性を重視した判断が行われているといえよう。もっとも、山口周南 5 名殺害事件の前掲山口地判平 27・7・28 は、被告人の妄想が現実と乖離したものかを問わない姿勢をうかがわせる判示ぶりになっていること 28) はたしかである。そのほかにも、妄想と現実の出来事・状況の関連性を問題とせず、被告人の性格や価値観による判断であることを強調するアプローチをとったと思われる裁判例が散見されることは前述のとおりである。それらをも含めて裁判例の傾向を理解するという意味では、人間の相互理解・交流が刑法による非難の適性かという対立軸がどこまで有効かはともかくとして、犯罪と刑罰に関する事柄について理解し、それを考慮に入れて判断する能力が残されていれば、動機レベルでの事実認識が妄想により訂正不能なかたちで現実から乖離していたとしても、十分に責任非難を向けうる余地を認める方向性には一定の魅力がある。

ただ気になることは、妄想と現実の出来事の関連性を問題としないで完全責任能力を認める裁判例はたしかに存在するが、前述のように、それらを同種事案における心神耗弱を認めた裁判例と対比すると、妄想性障害と診断される者の具体的妄想の内容が、その事案における現実の出来事や状況と対応していないことは前提としつつも、それ自体として、常識的に考えて起こりうることか、それともおよそ奇異ないし荒唐無稽なものかという観点が、なお振り分けに際して(あまり意識的に言及されていないものの、おそらく言わずもがなの前提として)相当の意味を持っているように見受けられることである。これに対し、上記論者のスタンスからすれば、前提状況の認識が荒唐無稽なものであったとしても、自らの犯行が被害者らに深刻なダメージをもたらす、犯罪として重く処罰される行為であることは十分分かっていたという限りで、責任能力の減少を

²⁸⁾ 本判決が依拠する鑑定意見は、本件妄想における「被告人が語る個別のエピソードが現実にあったかなかったかは後の考察に大きく関係はしない」と述べている。ただし、同意見は続けて「実際にあったとしてもおかしくない内容が含まれている」ともしている。裁判例論評の域を超えるが、本件被告人が近隣住民らの間のあつれきを重ねていたことは事実のようであり、前掲最判平27・5・25と同様のアプローチをとることも可能な事案であったのかもしれない。

認める理由が全くないことになり、従来よりもかなり広く完全責任能力が肯定されてしまわないかが危惧される²⁹⁾。論者の意図は、前提となる事実認識が訂正不能なかたちで現実と乖離していても、刑法的非難の対象とすることが可能である限り基本的に完全責任能力にして、あとは妄想を前提とする具体的動機に酌むべきものがある限りで量刑を軽減すれば足りるということかもしれない³⁰⁾。しかし、行為者の「現実的な認識能力」の甚しい欠損がそれ自体としては責任能力の減退をもたらさないという理解に対する違和感にはやはり払拭しがたいものがあるように思われる。

あるいは、上記論者の立場からも、妄想が当該事件における現実から乖離し ている程度に加えて、乖離していることは前提としつつも、内容的に荒唐無稽 ないし常識的には起こりえないような事象である程度をも考慮しているように 思われる判例実務の傾向を、「犯罪の社会的・法的な意味合い」を認識する能 力との関係で理解することは可能であるかもしれない。すなわち、弁識能力と の関係では、実際に行われた犯行に向けられるものと同質的な違法評価を受け る事実認識に達する能力が問われると仮に考えるとすると、被害妄想のケース では、迫害されている事実はないのに一方的に殺傷する現実の犯行と、行為者 の妄想による認識内の犯行の社会的・法的意味合いがどのように食い違うかと いうことが問題となってくる。「同僚や隣人が悪口を言っている」といった常 識的に考えられなくはない嫌がらせに対する報復行動であれば、その意味合い の相違は現実との連続性の認められる範囲内に収まっているといいうる。それ に対し、「人工的に精神障害にされた」「複数の個人や組織が連携して長期間自 分を苦しめ続けている | といった常識からは理解しがたい迫害方法に対する報 復行動となると、いずれにせよ違法であることは確かであるとしても、社会 的・法的意味合いにおける現実との隔たりが大きく、現実の犯行と同質的な違

²⁹⁾ 竹川・前掲注 3) 290 頁、安田・前掲注 26) 112 頁参照。

³⁰⁾ 樋口亮介「責任非難の意義」法律時報 90 巻 1 号(2017 年)11 頁は、理性テストについて、責任非難の度合いを考える量刑プロセスの入り口に立つことができるかを判定するものであるとの説明も可能であると述べる。

法評価を受ける事実認識の能力が大きく損なわれているという評価を招く、といえるのではないか。このような理解の余地は、論者の思考枠組みによらずに、伝統的な責任能力論をベースに違法性の弁識能力の内実を検討する場合 31) にも有益な示唆を与えるように思われる。本稿ではこれ以上考察を進めることはできないが、書き留めておきたい。

4 結びに代えて

本稿では、妄想性障害や薬物性精神病による妄想等が犯行の動機形成レベルで作用している事案について完全責任能力を認めた裁判例の傾向を分析した上で、関連する学説に向き合うことを通じて、精神障害による妄想の介在する場合に行為者のいかなる心理過程に刑法的非難を向けうるのかについて若干の考察をめぐらせた。学説においては、幻覚妄想に起因する了解不能な動機が認められるか否かが他の考慮事情の評価方法を左右するという意味でポイントになることを確認しつつ、このことが通説的見解の前提とする責任能力の実体要件(弁識・制御能力)論から説明されうるものかは疑わしいとするものもある 32)。その中で、本稿は、そうした議論に十分には向き合えず、中途半端なところで終わらざるをえないが、途上の考察の中に参考になるところがあれば幸いである。

³¹⁾ その理論的可能性について否定的であるのは、竹川俊也「刑事責任能力論における弁 識・制御能力要件の再構成(1)」早稲田法学会誌 66 巻 2 号(2016 年)330 頁以下、同・ 前掲注 3)275 頁。樋口・前掲注 24)193 頁も参照。

³²⁾ 竹川・前掲注 3) 276 ~ 278 頁。論者の責任能力論の要約として、竹川俊也「責任能力論における弁識・制御能力」法と精神医療 32 号 (2017 年) 1 頁以下。